

日本文化を丸ごと楽しむ春の祭典  
「アート・ミックス・ジャパン2017」



オープニングセレモニーで挨拶する福田会長

新潟や日本の多様な伝統芸能を気軽に楽しむことができる春のイベント「アート・ミックス・ジャパン2017」(実行委員会会長・福田勝之会頭)が、4月1日から23日まで開催されました。第5回目となる本イベントは、18箇所の会場で27公演が行われ、公演数や期間、会場エリア、すべてが過去最大の規模となり、歌舞伎や雅楽、狂言、日本舞踊をはじめとした日本の伝統芸能に加え、和洋弦楽器の共演による圧倒的なパフォーマンスなどが披露され、観客を魅了しました。

また、アジアの伝統文化を紹介する新企画や日本の文化体験プログラムとして、煎茶席、工芸品作り、着物体験にもぎわいを見せていました。来場者数は4月23日時点で1万9千人超となりました。

り、日本文化の多様さ、そして世界の文化の個性を、新潟の街から発信できた23日間となりました。

今後の委員会活動について意見交換  
「まちづくり委員会」



活動方針について話合う委員会メンバー

まちづくり委員会(阿部正喜委員長)は、4月12日に本年度最初の委員会を開催しました。出席者は16名。

当日は、3月29日に新潟市に提出した「ICTを活用した地域の活性化提言書」について阿部委員長が報告した後、今後の委員会活動について分科会からの報告や意見交換を行いました。

新潟駅の周辺整備やユニバーサルデザインなど、各分科会の研究内容は様々な場面でリンクすることも多く、ICTの活用も含め、官民連携した積極的な取り組みが今後一層求められます。

また、これまでの各分科会の取り組みに加えて、観光を切り口にしたまち

づくりの検討が有用であるとの認識のもと、新たに観光に関する調査研究を進めることになりました。

30年度税制改正・中小企業政策要望  
について意見交換  
「企業経営委員会」

企業経営委員会(佐藤紳文委員長)は4月17日に本年度第1回委員会を開催しました。出席者は11名。

最初に、同委員会が実施した平成30年度税制改正及び中小企業政策に関する要望アンケートの調査結果について事務局が報告しました。

アンケート結果を踏まえた意見交換では、①円滑な事業承継に向けたより一層の要件緩和や簡素化の推進、②消費税の軽減税率制度やインボイス制度の見直し、③納税事務負担の軽減等について意見が出されました。

今後は地域中小企業の現状を踏まえ、重点項目に力点を置いたメリハリのある要望書作成に向け、さらに議論を深めていくことになりました。

**新潟商工会議所 会報**  
会員事業所へ自社をPR!  
企業概要・事業内容の紹介ツールとして  
**広告枠を  
ご活用ください**  
新潟市内など  
約4,500社に配付!  
料金: 1枠5,000円(税別) / 1ヶ月あたり  
※原則として年間までのご契約となります。  
新潟商工会議所 (担当) 会員サービス課  
〒950-8711 新潟市中央区万代島5-1  
万代島ビル7階  
お問い合わせ  
TEL.025-290-4411 FAX.025-290-4421

**社会保険労務士法人  
西山経営労務事務所**  
労働保険事務組合 企業経営支援研究会  
一人親方団体 新潟建設建築技能者組合  
◆就業規則・諸規則の作成・改正  
◆社会保険・労働保険等の手続  
◆コンプライアンス・個人情報保護・マイナンバー対応  
◆労災保険特別加入(事業主・役員・一人親方) 相談ください!  
TEL:025-256-8373 FAX:025-256-8374 西山経営労務 検索  
〒950-0982 新潟市中央区堀之内南2-19-14 和合ビル2F(駐車場多数完備)

企業の国際化をサポート  
**www.mashima-mic.com**  
\$ 各種翻訳、商談・会議通訳派遣 \$  
(英・中・韓・露・仏・西・日、他)  
**マシマ・インターナショナル(株)**  
新潟市中央区プリオール万代 5F<MIC通訳・外語スクール併設>  
Tel:025-244-0155 FAX:025-244-0154

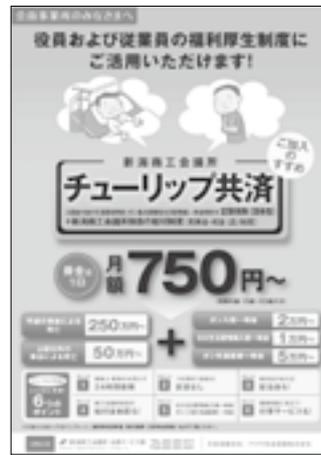
会議・講演会・研修会・試験会場・展示会場  
JR新潟駅直結の  
**ガレソンホール**  
をご利用下さい。  
(懇親会、パーティーも承ります)  
御予約 花園都市開発株式会社  
お問合せは 〒950-0006 新潟市中央区花園1-2-2  
Tel.025-248-7511 Fax.025-240-7300  
コープティナー 検索 URL http://www.garesso.jp

会社と経営者の安心をより確かなものにするために。  
保険をくると変える。  
就業不能保障プラン  
アクサ生命  
redefining / standards  
経営者が所定の理由で「就業不能」となった場合のリスクに備えることができるプランです。アクサの「企業経営」サポートシリーズ  
在任中「就業不能リスク」「経営リスク」への備え ① 勇退 ② 役員退職慰労金への準備  
●アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ(中絶金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など)を共済制度/福祉制度でサポートしています。  
●本商品をよく検討の際は、「重要事項説明書(契約概要)・注意喚起情報」その他重要なお知らせ)にご契約のしおり(約款)を必ずご覧ください。  
新潟支社 新潟営業所 〒950-0078 新潟県新潟市中央区万代島5-1万代島ビルディング 10F TEL.025-243-0048 AKA-A1-1302-0297/997

ご存じですか?  
会社の株を後継者に一括で渡しても  
✓社長を辞めなくても良い  
✓贈与税がかからない  
✓後戻りができる  
新しい方法を詳しくは、  
新潟市東区中島2-1-31  
電話 025-384-0306  
川崎 一夫  
新潟県司法書士会所属  
自社株信託.com 検索

新潟商工会議所の生命共済制度

『チュールリップ共済』がリニューアル!



新潟商工会議所生命共済制度は、昭和48年のスタート以来、会員事業所の皆様の福利厚生制度として、多くの方にご利用いただいております。

この度、顧客ニーズの変化に対応し、ガンや6大生活習慣病に対する「生存保障」を重視して、給付内容を見直しました。また、「健康経営」をサポートする健康増進に役立つ付帯サービスを新設しています。リニューアルした生命共済制度は、平成29年7月1日からスタートします。

●どこがかわるの？

①ガン死亡保険金に代わり、新特約ガン重点保障型生活習慣病一時金特約により、下記①～③の一時金が給付されます。

②災害入院給付金は、日帰り入院からお支払の対象となります。

●制度の特徴は？

①業務上・業務外を問わず365日・24時間保障

②1年更新で医師の診査はありません。

- ③剰余金は配当金としてお返しします。
- ④新潟商工会議所独自の給付制度があります。
- ⑤健康増進に役立つ付帯サービスがあります。

●現在ご加入いただいている方は？

そのまま継続することができます。現在、アクサ生命保険(株)の会議所共済担当者が新生命共済制度への移行に関する同意確認のため、各事業所へお伺いしております。お手数をおかけいたしますがご協力賜りますようお願いいたします。

【お問合せ】会員サービス課 TEL 2904411

リニューアルされた給付金

(保険年齢 15歳～60歳の方)

お支払事由		日数 1口～8口
入院・治療	不慮の事故により1日以上入院をしたとき [入院給付金]	1日につき 1,800円 ～ 14,400円
	① ガンで1日以上入院をしたとき (1年に1回限度) [ガン入院一時金]	2万円 ～ 16万円
	② 6大生活習慣病で1日以上入院をしたとき (1年に1回限度) [6大生活習慣病入院一時金]	1万円 ～ 8万円
	③ ガンの治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき [ガン先進医療一時金]	5万円 ～ 40万円

※ご加入にあたってはパンフレット、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。

安心の『特定退職金共済制度』

掛金全額を損金算入！ 従業員の充実した退職金制度としてご利用ください!



●加入資格

商工会議所地区内の事業者が申込者(共済加入者)となり、その事業主と雇用関係にある満15才以上満65才未満の従業員の方。現在、健康で正常に就業していることが条件です。なお、原則として従業員全員の加入が必要となります。(ただし臨時やパート、非常勤などの従業員は除く) 税制適格年金(企業年金)・中小企業退職金共済制度との重複加入が認められません。

- ※次の方は加入できません。
- イ. 事業主及び事業主と生計を一にする親族
- ロ. 法人の役員(税法第34条第5項に規定する使用人としての職務を有する役員を除く)
- ハ. 他の特定退職金共済団体の加入者

●給付金の受取人

この制度の受取人は、退職した従業員(被共済者)です。本人死亡のときは、労働基準法施行規則に定める遺族補償の範囲および順位によります。

なお、いかなる場合(懲戒解雇の場合も含む)も、給付金は事業主(共済契約者)にはお支払いできません。

●給付金の種類

- ・退職年金：従業員(被共済者)が、加入期間5年以上で死亡以外の事由により退職ときに、加入口数及び掛金納入期間に応じた金額をお支払いします。年金の支給期間は10年で年4回(2月・5月・8月・11月)、3か月分まとめてお支払いします。
- ・退職一時金：従業員(被共済者)が、加入期間5年未満で死亡以外の事由により退職したときに、加入口数及び掛金納入期間に応じた金額をお支払いします。
- ・死亡退職一時金：従業員(被共済者)が死亡により退職したときに、退職一時金の金額に加え、加入口数1口につき1万円を加算した金額を「退職金共済規程」に定める遺族へお支払いします。

●掛金(月額)

掛金は全額事業主負担です。1口1千円、1人につき最高30口3万円まで加入できます。

●税法上の取扱い

- ①事業主が負担する掛金は、従業員1人あたり月額3万円まで損金(必要経費)となります。
- ②退職年金は、雑所得として公的年金等控除が受けられます。
- ③退職一時金は、退職所得として退職所得控除が受けられます。
- ④遺族が受け取る死亡退職一時金は、相続財産として相続税の対象となります。
- ⑤解約手当金は、一時所得となります。

【お問合せ】会員サービス課 TEL 2904411